

◎ 2019.12.5 の院内ヒアリングの概要報告（質問 | 高レベル廃液の保管について）を以下の再質問案で代えさせていただきます。紫フォントが問題の回答で再質問予定です。

2020.1.10 院内ヒアリング用（2019.12.5 の院内説明会を受けて）再質問案

高レベル廃液の保管について

1.1(1) 六ヶ所再処理工場は 2013 年 6 月以降 6 年以上も高レベル廃液のガラス固化安定化が行われていない。東海再処理施設は 2016 年 1 月以降 9 年ぶりにガラス固化安定化が行われたが 2017 年 6 月に中断し、2 年後の 2019 年 7 月再開されたがすぐにトラブルで中止し、さらに 2 年間の修復時間が必要になっている。これではガラス固化技術を引き継ぐ技術員は育たないのではないのか。どのように技術員を育成しようとしているのか。

1.1(2) エネ庁は「日本原燃や原子力研究開発機構が行っている直接加熱式ガラス固化は技術的課題を概ね克服していると考えている」との回答であった。しかし、六ヶ所再処理工場の A 溶融炉、B 溶融炉の終了報告は未だ国で審査されていない、六ヶ所再処理工場では 1 本当たりのガラス固化体の理論廃液固化量が計画量の 6 割程度等であるにもかかわらず、何を根拠にこのような回答ができるのか示されたい。

A 溶融炉、B 溶融炉の終了報告書の審査は行うのか行わないのか、行うとしたなら今後いつどこで行うのか、行わないならばその理由を示されたい。

高レベル廃液の潜在するリスクは国も事業者も認めている。しかし、そのとてつもない危険な廃液のリスクをいつまで国民に負担させるのか、両再処理工場とも廃液の安定化が遅々とし進まず大量な廃液の減少の兆しが見えない、いつ処理を終了させるのか期限を示されたい。

1.2 英仏でこれまでどれほどの高レベル廃液がガラス固化されたのかの質問に「電事連を通じて問い合わせたが、商業秘密で守秘義務の観点からお答えできない」との回答がエネ庁からあった。なぜ直接国が英仏監督官庁を通して問い合わせできないのか。危険な廃液の安定化量がなぜ商業秘密になるのか。

1.3 高レベル廃液に係る重大事故は「再処理施設の位置構造及び設備の基準に関する規則」により蒸発乾固まで審査し発生と拡大防止の設備の有効性を審査しているとの回答であった。では、事故により沸騰し、蒸発乾固後に進行する溶融揮発による放射性物質の環境放出や爆発による重大事故が起こった際にはどこの誰が責任を取るのか示されたい。

* 福島原発事故を経験したこの国で、再処理施設の重大事故について高レベル廃液の最悪のシナリオとその汚染シミュレーションを国民に知らせ再処理施設の可否について国民の判断を得るべきではないか。

1.4 原発では重大事故時の放射性物質拡散予測評価を実施している府県の例がある。再処理工場の重大事故は日本全土へ放射性物質の拡散が予測される、西独、ノルウェーのように国が予測評価し公開するべきでないか。これは国のどの部署が行うか、国の事情により異なるであろうが、国民へ真実を知らせこれを基に国民の判断を仰ぐことが必要ではないのか。

参考：西ドイツとノルウェーについては以下の通りである。

旧西ドイツにおける再処理工場高レベル廃液の重大事故の評価シミュレーションは西ドイツ内務省がケルンにある原子炉安全研究所に大事故の影響評価を依頼した。（「科学」Vol47No.5）

http://sanriku.my.cocacn.jp/IRS_TAKAGI.pdf

ノルウェー政府による「セラフィールド再処理工場の仮想事故によるノルウェーへの影響」はノルウェー環境省の委託でノルウェー放射性防護局 NRPA が調べたものである。

<http://sanriku.my.cocacn.jp/NRPreport0903.pdf>

http://sanriku.my.cocacn.jp/StralevernRapport_2009_7.pdf

追加質問

◎ 仮に六ヶ所再処理工場が動くと下北沖海洋ヘトリチウムを年に 9700 兆ベクレル放出することになる（使用済み燃料 4 年後処理では 18000 兆ベクレル、15 年後に変更した値）。福島原発事故による汚染水貯槽に貯留されているトリチウムは約 1000 兆ベクレルであり、この海洋放出の是非で国際的にも批判が出ている現状から、六ヶ所でその 10 倍もの放射能を何年も継続して放出することは国際的に容認されることは考えられないが、見解を求める。

◎ 高レベル廃液（高レベル濃縮廃液、アルカリ高レベル濃縮廃液、不溶解残渣廃液）をガラス固化する際、白金族を含む不溶解残渣を溶融炉に加えるとたちまちトラブルを起こし中断している。不溶解残渣廃液の発熱量は他の 2 つの廃液と比べ格段に少なく冷却をせずとも長期保管ができそうに思える。不溶解残渣を別に安定化処理できるならば、残った 2 つの廃液の固化安定化はトラブル少なくできそうだが、不溶解残渣を同時に加えなければならない理由は何か示されたい。

◎ 東海再処理施設は海拔 6 m である。ここに福島原発並の津波が襲っていたなら高レベル廃液の冷却が止まり蒸発乾固、溶融、揮発爆発の重大事故になり、首都圏が壊滅していたことが想定される。首都圏を守るため東海再処理施設周辺にも東海第二原発同程度の防潮堤の早急な建設が必要である、見解を示されたい。